



三重県公報

令和4年5月17日 (火)

第 311 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
275	漁船損害補償法による加入区指定の一部を改正する告示	(水産振興課)	2
276	漁船損害補償法の一部を改正する法律による加入区指定の一部を改正する告示	(同)	2
労働委告示			
1	労働組合法第2条第1号に規定する者を新たに認定した旨及び労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定の一部を改正する告示	(労働委員会)	3
公 告			
	令和4年度三重県製菓衛生師試験の実施	(食品安全課)	3
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農地調整課)	4
	同件	(同)	5
	土地改良区の定款変更の認可	(同)	6
	同件	(同)	6
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(同)	6
	同件	(同)	6
	同件	(同)	7
	同件	(同)	7
	農業振興地域整備基本方針の変更及びその関係書類の縦覧	(同)	8
特定調達公告			
	随意契約の相手方を決定した旨	(税務企画課)	8
	同件	(デジタル改革推進課)	8

告 示

三重県告示第 275 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 3 項の規定により、漁船損害補償法による加入区指定（昭和 35 年三重県告示第 509 号）の一部を次のように改正します。

令和 4 年 5 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

漁船損害補償法による加入区指定の一部を改正する告示

漁船損害補償法による加入区指定（昭和 35 年三重県告示第 509 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
加入区の名称 (略)	加入区の区域 (略)	加入区の名称 (略)	加入区の区域 (略)
松阪	<u>津市（香良洲町、雲出伊倉津町及び大字藤方に限る。）並びに松阪市（曾原町、喜多村新田町、小津町、五主町、笠松町、松崎浦町、松ヶ島町、獵師町、新松ヶ島町、町平尾町、大口町、高町、郷津町、石津町、荒木町、高須町、西黒部町、松名瀬町及び東黒部町に限る。）の区域</u>	松阪	<u>松阪市曾原町、喜多村新田町、小津町、五主町、笠松町、松崎浦町、松ヶ島町、獵師町、新松ヶ島町、町平尾町、大口町、高町、郷津町、石津町、荒木町、高須町、西黒部町、松名瀬町及び東黒部町の区域</u>
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県告示第 276 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 3 項の規定により、漁船損害補償法の一部を改正する法律による加入区指定（昭和 35 年三重県告示第 510 号）の一部を次のように改正します。

令和 4 年 5 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

漁船損害補償法の一部を改正する法律による加入区指定の一部を改正する告示

漁船損害補償法の一部を改正する法律による加入区指定（昭和 35 年三重県告示第 510 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
加入区の名称 (略)	加入区の区域 (略)	加入区の名称 (略)	加入区の区域 (略)
(略)	(略)	<u>香良洲</u>	<u>津市香良洲町、雲出伊倉津町及び大字藤方の区域</u>
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

労 働 委 告 示

三重県労働委員会告示第 1 号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、1 に掲げる者を労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）第 2 条第 1 号に規定する者として、令和 4 年 4 月 21 日認定しました。

なお、労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲の認定（昭和 42 年三重県地方労働委員会告示第 1 号）を 2 のように改正し、公表の日から施行します。

令和 4 年 5 月 17 日

三重県労働委員会会長 板垣 謙太郎

1 労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者として新たに認定した者

企業名 鈴鹿市上下水道局
組合名 全水道鈴鹿水道労働組合

勤務箇所	労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者
鈴鹿市上下水道局	経営企画課総務グループリーダー 経営企画課経営グループリーダー

2 労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲の改正

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
6 鈴鹿市上下水道局の職員が結成し、又は加入する全水道鈴鹿水道労働組合については、当該企業の職員のうち、次の表に掲げる者 鈴鹿市上下水道局		6 鈴鹿市上下水道局の職員が結成し、又は加入する全水道鈴鹿水道労働組合については、当該企業の職員のうち、次の表に掲げる者 鈴鹿市上下水道局	
勤務箇所	労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者	勤務箇所	労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者
鈴鹿市上下水道局	次長、理事、参事、課長、副参事、 経営企画課総務グループリーダー、 経営企画課経営グループリーダー	鈴鹿市上下水道局	次長、理事、参事、課長、副参事、 上下水道総務課総務グループリーダー

公 告

製菓衛生師法（昭和 41 年法律第 115 号）第 4 条第 1 項の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり実施します。

令和 4 年 5 月 17 日

三重県知事 一見 勝之

1 試験の日時及び場所

年 月 日	時 間	場 所
令和 4 年 11 月 3 日（木）	午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで	津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター 津市桜橋 3-446-34 三重県津庁舎

2 受験申込書の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間

令和 4 年 8 月 1 日（月）から同月 12 日（金）まで

(2) 受付場所

県内各保健所
郵送による受付もいたします（8 月 12 日当日消印有効）。
なお、土曜日、日曜日及び祝日の受付はいたしません。

3 受験申込書の請求先

県内各保健所

4 その他

受験会場は選択できません。受験票に記載された会場にお越しくください。

この試験についての問合せは、受験申込書の請求先にしてください。

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 4 年 5 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

札幌土地改良区（四日市市札幌町 379 番地 1）

退任理事

四日市市札幌町 342 番地

藤 谷 克 彦

〃 朝明町 2492 番地

松 田 晃 一

〃 札幌町 343 番地

松 田 幸 寿

〃 〃 351 番地 1

松 田 重 文

〃 平津町 355 番地

植 村 正

退任監事

四日市市市場町 936 番地

市 川 義 彦

〃 朝明町 1932 番地

岩 田 博 司

就任理事

四日市市札幌町 342 番地

藤 谷 克 彦

〃 〃 343 番地

松 田 幸 寿

〃 〃 351 番地 1

松 田 重 文

〃 平津町 355 番地

植 村 正

〃 朝明町 1932 番地

岩 田 博 司

就任監事

四日市市市場町 936 番地

市 川 義 彦

〃 札幌町 338 番地 3

上 山 静 夫

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 4 年 5 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

榎田上土地改良区（松阪市豊原町 1077 番地 1）

退任理事

松阪市豊原町 342 番地

奥 田 武 司

就任理事

松阪市豊原町 351 番地

奥 田 佳 久

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 4 年 5 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

嘉例川土地改良区（桑名市大字嘉例川 40 番地 2）

退任理事

桑名市大字嘉例川 75 番地

伊 藤 龍 雄

就任理事

桑名市大字嘉例川 66 番地 1

小 池 晴 久

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 4 年 5 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

三寺土地改良区（亀山市三寺町 49 番地）

退任理事

亀山市三寺町 49 番地	肥 田 岩 男
" " 161 番地	白 井 一 雄
" " 12 番地	岩 間 修
" " 26 番地の 1	前 川 清 英
" " 330 番地	丸 橋 勲
" " 1741 番地の 2	前 川 和 稔
" 田茂町 122 番地	岩 間 薫
" 三寺町 114 番地	堤 孝 明
" " 78 番地	前 川 重 喜

退任監事

亀山市三寺町 294 番地の 2	岩 間 義 輝
" " 97 番地	堤 司

就任理事

亀山市三寺町 49 番地	肥 田 岩 男
" " 161 番地	白 井 一 雄
" " 12 番地	岩 間 修
" " 26 番地の 1	前 川 清 英
" " 330 番地	丸 橋 勲
" " 1741 番地の 2	前 川 和 稔
" 田茂町 122 番地	岩 間 薫
" 三寺町 114 番地	堤 孝 明
" " 78 番地	前 川 重 喜

就任監事

亀山市三寺町 294 番地の 2	岩 間 義 輝
" " 97 番地	堤 司

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 4 年 5 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

大安町石樽南外二大字土地改良区（いなべ市大安町石樽南 505 番地）

退任理事

いなべ市大安町石樽南 2428-2 番地	伊 藤 太
" " " 1841-2 番地	水 谷 昭 典
" " " 896 番地	伊 藤 明 弘
" " " 855 番地	諸 岡 良 三
" " 石樽東 2258 番地	小 寺 登
" " " 270-2 番地	伊 藤 利 和
" " 石樽北 247-1 番地	出 口 考 治
" " " 970 番地	寺 本 武 彦

退任監事

いなべ市大安町石樽南 1541 番地	岩 花 清 浩
" " " 1027 番地	梅 山 洋 章
" " 石樽東 1065 番地	森 功
" " " 1277 番地	渡 邊 富 夫
" " 石樽北 207 番地	岡 田 宏 行
" " " 424 番地	藤 原 直 樹

就任理事

いなべ市大安町石樽南 283 番地	岡 正 治
〃 〃 〃 1826 番地	諸 岡 勝
〃 〃 〃 1735 番地 2	岩 花 正 司
〃 〃 〃 245 番地	岡 忠 夫
〃 〃 〃 505 番地	岡 晃 久
〃 〃 石樽東 160 番地	佐 藤 俊 也
〃 〃 〃 2539 番地	森 理
〃 〃 〃 349 番地	弓 矢 正 彦
〃 〃 石樽北 207 番地	岡 田 宏 行
〃 〃 〃 425 番地	川 内 信 秀

就任監事

いなべ市大安町石樽南 487 番地	伊 藤 康 治
〃 〃 〃 2422 番地 2	伊 藤 富 夫
〃 〃 石樽東 1086 番地	小 林 富 生
〃 〃 〃 2374 番地	人 見 章 広
〃 〃 石樽北 899 番地	服 部 博 武
〃 〃 〃 318 番地	岡 田 成 吉

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、嘉例川土地改良区（桑名市大字嘉例川 40 番地 2）の定款の変更を認可しました。

令和 4 年 5 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、大安町石樽南外二大字土地改良区（いなべ市大安町石樽南 505 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 4 年 5 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、県営湛水防除事業福豊地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 4 年 5 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧の期間
令和 4 年 5 月 18 日から同年 6 月 14 日まで
- 縦覧の場所
桑名市役所産業振興部農林水産課（桑名市中央町二丁目 37 番地）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、県営中山間地域総合整備事業御浜西部 2 期地区（土地基盤の再編・整序化）の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 4 年 5 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和 4 年 5 月 18 日から同年 6 月 14 日まで
- 3 縦覧の場所
御浜町役場農林水産課（南牟婁郡御浜町大字阿田和 6120 番地 1）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、県営中山間地域総合整備事業御浜西部 2 期地区（農業用排水施設整備）の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 4 年 5 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和 4 年 5 月 18 日から同年 6 月 14 日まで
- 3 縦覧の場所
御浜町役場農林水産課（南牟婁郡御浜町大字阿田和 6120 番地 1）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、県営中山間地域総合整備事業御浜西部 2 期地区（農道整備）の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 4 年 5 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和4年5月18日から同年6月14日まで

3 縦覧の場所

御浜町役場農林水産課（南牟婁郡御浜町大字阿田和 6120 番地 1）

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第5条第1項の規定により、三重県農業振興地域整備基本方針を令和4年5月9日に変更しました。

なお、関係書類は、三重県農林水産部農地調整課に備え置いて縦覧に供します。

令和4年5月17日

三重県知事 一見勝之

特定調達公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和4年5月17日

三重県知事 一見勝之

- | | | |
|---|---------------|--|
| 1 | 特定役務の名称 | 三重県総合税システム維持管理業務委託 |
| 2 | 担 当 部 局 | 津市栄町一丁目 891 番地 吉田山会館 2 階
三重県総務部税務企画課電算班 |
| 3 | 契約の相手方を決定した日 | 令和4年3月30日 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 三重県津市羽所町 700 番地
富士通 J a p a n 株式会社三重支社 支社長 渡邊 真司 |
| 5 | 契 約 金 額 | 81,708,000 円（うち消費税及び地方消費税 7,428,000 円） |
| 6 | 決 定 手 続 | 随意契約 |
| 7 | 随 意 契 約 の 理 由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当 |

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和4年5月17日

三重県知事 一見勝之

- | | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 特定役務の名称 | 在宅勤務システム運用保守業務 |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市広明町 13 番地
三重県デジタル社会推進局デジタル改革推進課 |
| 3 | 契約の相手方を決定した日 | 令和4年4月1日 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 愛知県名古屋市中区錦一丁目 11 番 11 号 名古屋インターシティ
ネットワンシステムズ株式会社 中部支社 支社長 松本 陽一 |
| 5 | 契 約 金 額 | 契約金額 47,077,360 円（うち消費税及び地方消費税 4,279,760 円） |
| 6 | 決 定 手 続 | 随意契約 |
| 7 | 随 意 契 約 の 理 由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号に該当 |

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
